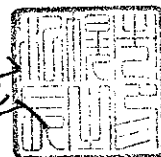


札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第15号

札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例

(札幌市証明等手数料条例の一部改正)

第1条 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表35の項第1号ア中「イに」を「イ及びウに」に改め、同号イ中「場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、同項中

「	ウ 高圧ガス保安法第5条 第1項第2号に該当する 者が申請する場合.	」
---	--	---

を

「	ウ 高圧ガス保安法第5条 第1項第1号に該当する 者であつて移動式製造設 備のみを使用して高圧ガ スの製造をするもののう ち、液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化に 関する法律(昭和42年法 律第149号。以下「液化 石油ガス法」という。)第	1件	6,000円	」
---	---	----	--------	---

37条の4第1項の許可を受けた者が申請する場合
 エ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者が申請する場合

に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）」を「液化石油ガス法」に改める。

（札幌市消防手数料条例の一部改正）

第2条 札幌市消防手数料条例（昭和26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中

1,180,000円
1,410,000円
1,590,000円
1,950,000円
2,270,000円
4,550,000円
5,820,000円
7,070,000円

を

1,450,000円
1,720,000円
1,920,000円
2,360,000円
2,740,000円
5,640,000円
7,240,000円
8,790,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市証明等手数料条例別表35の項の規定及び第2条の規定による改正後の札幌市消防手数料条例別表3の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。